

意見公募手続きにより提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

市街化調整区域内における開発行為又は建築等の許可に係る審査基準の改定（静岡市開発審査会の議を経るものに係る基準の改定）について（案）

2 意見公募手続きを実施した期間

令和6年6月14日（金）から令和6年7月16日（火）まで

3 提出された意見の件数

3件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	物流施設所有者と運営事業者が違うことで想定されるのは、両者が県外大手企業の場合、当該施設が全国輸送の中継点の役割だけに終わり地域にお金が落ちないことが考えられる。開発許可の要件としてどちらかを地元企業に限定し、建設・従業員・運送会社等様々な分野で地域振興につながる点に考慮いただきたい。	規則等の内容に反映しないものとする。	当該立地基準は、都市計画法第34条第14号のとおり、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為であることを示すものであり、提出された意見はこれに関するものではないため。
2	非自己業務用に緩和すると、大手デベロッパーの進出が考えられる。いわゆる物流団地で総じて賃料が高く、運営事業者は大手企業に限られる。経済的体力が無い地域中小企業の役には立たないと思われる。地域振興を目論むなら自己所有がのぞましい。大手企業の経営事情により、大掛かりな物流見直しにより、空き室のリスクも高くなる。	規則等の内容に反映しないものとする。	当該立地基準は、都市計画法第34条第14号のとおり、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為であることを示すものであり、提出された意見はこれに関するものではないため。

3	（１）現在の企業立地促進助成制度を活用した物流施設の誘致においては営業倉庫所有の事業者は、現行制度の場合、助成を受けることができず、何のメリットも感じられない為、規制の見直しだけでは、立地促進に有効に働かないのではないか。 （２）助成制度を活用できる場合、土地取得費用を低く抑えることが可能だが、営業倉庫所有者が事業収支上賃料を上げることも可能になる。このような状況が起きた場合、助成制度のメリットが営業倉庫所有者にしか享受されない可能性がある。	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、経済局所管の制度に関するものであり、立地基準の改正に関するものでないため。 なお、本意見は経済局産業基盤強化本部へ情報提供済み。
---	---	---------------------------	---